第1回

意外と知らない

生活保護制度

だれもが居場所と役割のある社会をつくるためのたのしい学びの場♪

ささしまカレッジ Report 2019

誰もが持っている権利なのに、実は知らない生活保護の制度。
基本的な知識から、ホームレス状態にある人が生活保護を受けて
アパートに入るまでの具体的な手続きについて学びましょう。

Q1 ささしまサポートセンターのボランティアが生活保護制度について知っておいたほうがいいのはなぜでしょうか？

ささしまサポートセンターの活動ミッションは『野宿者をはじめとする生活困窮者がその人らしい生活を営めるよう、個々に寄り添いながら医療相談や生活上の支援等を行い、誰もが地域で共に生きられ、居場所をもてるような社会を目指して活動する』です。

極限的な貧困状態

住居がない

その人らしい生活が営めない

地域の中で居場所がもてない

ささしまサポートセンターでは、ホームレスの人たちが野宿をしなくてもすむように支援しています。野宿から抜け出すための最大の資源が「生活保護制度」なのです。

Q2 「生活保護」とは、どんな制度でしょうか？

憲法25条で定められた「生存権」の保障を具体化した法律です。

日本国憲法25条

- すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

この内容を具体化するために、生活保護法では「最低生活の保障と自立の助長」を定めています。

収入が最低生活費（生活保護基準）に満たない場合は、その差額が給付されます。

生活保護法の基本原理

①国家責任の原理
国が責任をもって生活困窮者の最低限度の生活を保障する

②無差別平等の原理
要件を満たせば、誰でも保護を受けることができる
＝理由は問わず、結果としての貧困に対応する

③最低生活保障の原理
最低限度の生活水準とは、健康で文化的な生活水準
＝最低“生存”水準ではない

④保護の補足性の原理
資産や能力の活用が要件／私的扶養や他の法律にめる扶助が優先（カバーできない部分を保護）
＝稼働能力が“ある”（働ける）から要件を欠くわけではない

※このパンフレットは公益財団法人社会福祉弘済会からの助成を受けて、2019年8月25日に開催した「ささしまカレッジ第1回　意外と知らない生活保護（講師：山田壮志郎　日本福祉大学社会福祉学部准教授）」をもとに作成しました。

生活保護を利用する人のニーズに合わせ、下記の８つの扶助を組み合わせて支給されます。

生活保護の８つの扶助

- 生活扶助…日常生活に必要な費用（食費・被服費・光熱費等）
- 教育扶助…義務教育を受けるために必要な学用品費
- 介護扶助…介護サービスの費用
- 生業扶助…就労に必要な技能の修得等にかかる費用
- 住宅扶助…アパート等の家賃
- 医療扶助…医療サービスの費用
- 出産扶助…出産費用
- 葬祭扶助…葬祭費用

Q３　生活保護を利用するにはどうしたらいいでしょうか？

福祉事務所（名古屋市の場合は、各区の区役所の中にあります）で申請します。

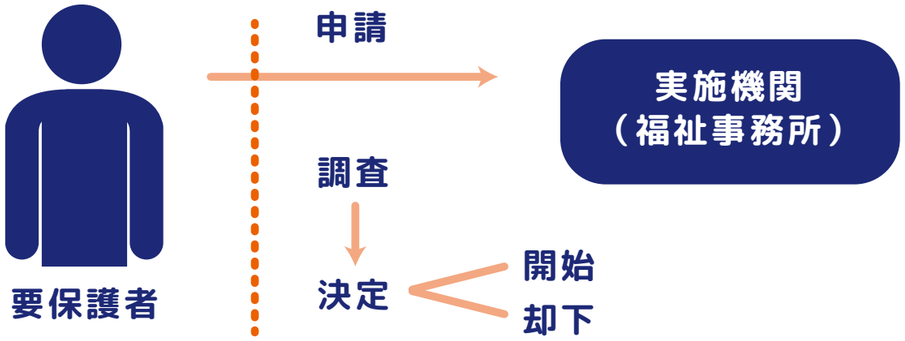

※申請から原則として 14 日以内に福祉事務所で調査を行い、生活保護が利用できるかどうか決定されます。
※福祉事務所の決定に不服があるときは都道府県知事に「審査請求」をすることができます。

Topics

やってみよう 生活保護クイズ

Q. ホームレス状態にある人と生活保護について、正しいものはどれでしょう？

①ホームレス状態にある人は住所がないため、生活保護を利用することはできない

②ホームレス状態にあっても、病気や障害がなく健康な人は生活保護を利用することはできない

③ホームレス状態にあっても、60 歳未満の人は生活保護を利用することはできない

④ホームレス状態にある人は家がないので、施設に入らなければ生活保護を利用することはできない

A.答え

①～④のすべて誤りです。
家がない状態でも生活保護を利用することはできます。

ホームレス支援の活動の中で、実際にどのように生活保護申請をサポートしているのかは、ささしまサポートセンターが制作した**「生活と健康のしおり」**を見てください。

※このパンフレットは公益財団法人社会福祉弘済会からの助成を受けて、2019 年 8 月 25 日に開催した「ささしまカレッジ第 1 回　意外と知らない生活保護（講師：山田壮志郎　日本福祉大学社会福祉学部准教授）」をもとに作成しました。